

令和3年度第3回木更津市地域福祉推進委員会議事録

日 時 令和3年12月16日(木)午後14時00分から午後14時45分まで

場 所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室B

出席者 委員長 石井 徳亮(市議会議員)
委員 中村 和人(君津木更津医師会)
委員 松本 優一(公募)
委員 清水 一太郎(市政協力員)
委員 金綱 房雄(木更津市社会福祉協議会)
委員 澤邊 賢司(地区社会福祉協議会)
委員 及川 勝正(民生委員・児童委員)
委員 石井 泰子(主任児童委員代表)
委員 野中 道男(障害福祉団体)
委員 佐藤 正義(高齢者福祉団体)
委員 北原 美奈子(健康福祉団体)
委員 石川 恵美子(知的障害団体)
委員 柳井 ゆう子(福祉関係団体)
委員 永野 昭(経済団体)
委員 篠崎 久美(関係行政機関の職員)
副委員長 鈴木 賀津也(市の職員)
事務局 野口 琢郎(社会福祉課長)
山本 奈朋子(社会福祉課) / 司会
木堂 泰臣(社会福祉課)
木更津市社会福祉協議会 鎌田 哲也(常務理事)
高木 淳佳(事務局長)
上野 順子(事務局長補佐)
土田 将之(係長)
(株)ちばぎん総合研究所 大塚 裕美(研究員)

【議事内容】

司会進行(山本)

本日は、公私ともご多忙にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから「令和3年度第3回木更津市地域福祉推進委員会」を開会いたします。

はじめに、出席者を紹介いたします。委員の皆様につきましては、お手元の名簿をご覧ください。本日は、平野委員、小熊委員の2名が欠席となっております。

次に、この委員会は、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき

公開することとなっておりますが、本日傍聴人はございません。なお、会議録の作成のため録音をさせていただきますので、ご了承願います。

今回、令和3年10月30日付で新規に委員の委嘱がなされました。本来であれば市長及び社会福祉協議会会長から委嘱状の交付を行うところですが、新型コロナウイルス感染予防のため、今回は省略いたしますので、ご了承ください。

また、新たに委員が委嘱されたことから、附属機関条例第4条第1項の規定により、委員長及び副委員長を互選で選出する必要があります。委員長を選出までの間、仮議長として鈴木賀津也委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。では、鈴木委員、よろしくお願いたします。

仮議長(鈴木委員)

木更津市福祉部長の鈴木でございます。よろしくお願いたします。

はじめに議事に入る前に委員の定足数を確認させていただきます。本日の出席者数は18名中16名であり半数を超えております。附属機関設置条例第6条第2項の規定により会議は成立いたしました。

それでは早速議題に入らせていただきます。議題1「委員長の選出」について、委員長の選出は、附属機関設置条例第4条第1項の規定により委員による互選となっております。それでは、委員長の推薦をお願いします。

野中委員

委員長には以前からやっていた市議会議員の石井さんを推薦いたします。

仮議長

ありがとうございます。今、野中委員から石井委員の推薦をいただきましたけれども、他に、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

御異議ないものと認めまして、そのように決定させていただきます。それでは、今後の進行につきましては、新委員長の石井委員にお願いすることといたします。以上で仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

議長(石井委員長)

改めまして、みなさんこんにちは。本日はご参加ありがとうございます。今委員長に推薦いただきました。委員長として何ができるかなかなか難しい面もありますけれども、地域福祉が少しでも前に向いて良くなるように尽力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題2「副委員長の選出」について、副委員長の選出は、附属機関設置条例第4条第1項の規定によりまして委員の互選になっております。それでは、副委員長の推薦をお願いします。

金綱委員

副委員長には、市の福祉部長の鈴木委員を推薦いたします。

議長

鈴木委員の推薦がありました、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、御異議ないものと認めましてそのように決定させていただきます。鈴木副委員長からご挨拶をお願いします。

鈴木委員

ただいま副委員長に推薦いただきました鈴木でございます。微力ながら委員長を補佐して参りたいと思いますので、委員の皆様、ご協力を宜しくお願いいたします。

石井委員

ありがとうございました。続きまして、議題3「第4次木更津市地域福祉活動計画の素案」について事務局に説明を求めます。

事務局（野口）

議題3の「第4次木更津市地域福祉活動計画の素案」につきましては、木更津市社会福祉協議会により策定がなされるものであり、本来であれば、社協主催による木更津市地域福祉活動計画策定委員会により審議いただくところでございますが、同委員会と木更津市地域福祉推進委員会の構成員が同じであることに鑑みまして、本委員会の議題として、ご審議いただきたいと存じます。

では、社会福祉協議会からご説明宜しくお願いいたします。

事務局（高木）

議題3「第4次木更津市地域福祉活動計画の素案」について私からご説明申し上げます。はじめにA3の表「第3次木更津市地域福祉活動計画 最終評価」をご覧ください。現行計画の最終評価でございます。資料の構成は、表の左の箱から、「基本計画」、「具体的施策」、「施策に対する活動結果」、「活動の課題」、「活動による成果」、「評価点」と6つの要素で構成しております。事前配布させていただきましたので、ここでは1枚目の主な項目を1点紹介させていただきます。表の上から二段目の箱の「(1) - 2福祉理解につながる」のうちから1つの事業を取り上げてお話しします。「②世代交流事業の推進」、お隣の「施策に対する活動結果」の下から3行目②をご覧ください。学習支援教室では、地域の大学生や住民ボランティアが参加し、中学生の「学習の場」と「居場所」を提供し世代間交流を図りました。この活動に対する課題は、右隣りに移りまして、特に直近2年間では、コロナ禍において大学生ボランティアの確保だと受け止めております。一方、活動による成果は、更に右に移りまして、多世代交流という観点からは、地域の大人や大学生が学習支援教室に携わることで、子どもたちには、自分も将来は地域のために活動したい、こうした想いが芽生えていることだと捉えております。このように学習支援教室では、子どもたちの基礎学力の向上に加えて、子ども食堂などの地域活動に触れる中で、こんな大人になりたいという想いや、地域を愛する心が、育まれることにつながっていることを成

果として挙げさせていただきました。このような構成で、最終評価を6枚にわたって整理しておりますので、後ほど、ご意見を賜りたいと思います。

続きまして、「第4次木更津市地域福祉活動計画」(素案)をご覧ください。この素案は、ただいまご説明申し上げました現行計画における活動の課題と成果を受けて、また地域の方々や団体の皆様からのご意見と、アンケートやヒアリングからの声を集約して、まとめたものでございます。1ページから4ページまでが第1章として計画策定にあたっての背景や概要をお示ししております。4ページ図表1のとおり、本計画は地域福祉を推進する行動計画として、木更津市地域福祉計画とは相互に連携する関係にございます。計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間でございます。5ページ、6ページは、第2章「第3次地域福祉活動計画の評価」でございます。7ページからは第3章「計画の目指すもの」で、8ページは計画のアウトラインでございます。本計画は、木更津市地域福祉計画と基本理念を共有しながら、基本目標のもとに4つの基本計画を定めております。9ページから23ページに亘って、基本計画(1)から基本計画(4)までの内容を記載しております。基本計画の構成でございますが、「現状と課題」及び「今後の方針」を整理したうえで、計画期間における事業内容と取り組みスケジュールの目標を、それぞれお示ししております。24ページから26ページにかけましては、第4章として「社会福祉協議会の組織強化」への取り組みをお示ししております。

次に、27ページをご覧ください。第5章、木更津市成年後見制度利用促進計画の推進でございます。こちらは木更津市地域福祉計画、第5章の木更津市成年後見制度利用促進計画を木更津市と共に推進させていただくという立場から、利用促進計画の推進というタイトルで、成年後見制度利用促進への取り組みについて、はじめて計画化いたしました。29ページをご覧ください。施策体系における3つの施策は、市の計画と共通の施策でございます。31ページから37ページに亘って、施策に対する主な取り組みを記載しております。

次に、34ページをご覧いただきたいと思いますが、これら3つの施策を推進していくうえで、図表6「木更津市における地域連携ネットワーク」を基盤に、行政や家庭裁判所をはじめ、それぞれの主体が手を携えながら連携できる関係性づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、39ページをご覧ください。第6章木更津市重層的支援体制整備事業実施計画の推進でございます。こちらは木更津市地域福祉計画、第6章の木更津市重層的支援体制整備事業実施計画を木更津市と共に推進させていただくという立場から、重層的事業実施計画の推進というタイトルで計画化しております。39ページ下段の、施策体系でございますが、重層的事業は5つの事業で構成しております。41ページから42ページにかけて、現状と課題、主な取り組みを整理いたしました。重層的事業は令和4年度からの新たな取り組みとして、木更津市では準備が進められておりますので、少しイメージをお話させていただきます。44ページの図表12をご覧ください。ただいま申し上げました5

つの事業と社協事業との関係性を示したものでございます。図の左上、「包括的相談支援」から複雑な課題を抱えた場合であっても、多機関協働事業につなぎ、支援プランの作成、課題解決までの道筋を検討するスキームを確立したいと考えています。そしてこれらを機能させるためには、関係する様々な機関・団体と手を携えて対応できるような有機的な関係性づくりがポイントになると考えています。事業を推進することで、あらゆる主体や社会資源が、手を携えて、一枚岩となった活動が展開されるような、そんな近未来の青写真を描きながら事業を推進してまいりたいと思います。

木更津市では来年度から当事業を実施することで準備が進められておりますので、社協といたしましても、しっかりと体制等を整備しながら、現在、準備を進めているところでございます。

最後に、本日配布のA4横版の資料をご覧ください。計画（素案）配布以降に委員の皆様方から賜りましたご意見について、修正案としてまとめた資料でございます。資料に向かって右側の箱が素案、現行の記載内容でございます。お隣り左側の箱が修正案としてまとめた内容でございます。

以上、雑ぱくではございますが私からの説明とさせていただきます。修正案を含めて、素案につきまして、ご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質疑等ございましたらお願いします。

松本委員

素案全般について、3点まとめて質問いたしますので回答をお願いします。

1点目は、7ページに「つながろうとは」とありますが、これまでの書きぶりとは異なり、起承転結のような書き方になっています。28ページの中段にも「成年後見制度の理念の尊重とは」とありますので、どちらかに統一したほうがわかりやすいと思います。

2点目は、8ページに「木更津市地域福祉計画の施策体系」がありますが、地域福祉計画と地域福祉活動計画の関連性は4ページに概略が書いてあるので、これはいらないのではないかと思います。また、29ページの基本理念は、28ページの基本理念がそのまま書いてありますのでいらないのではないのかというのが2番目の意見です。

3点目は、精神保健医療福祉の問題として、精神病院に入院している方が1年くらいで社会復帰するにあたり共生が上手くいかないという問題があります。研究者の発表によると、これまで47都道府県のうち20都道府県でこのような問題に取り組み、成果を上げているところもあります。ただし、出来栄に差があるということで、マンパワーの数ではなくて質の問題があるわけです。42ページに「No.4：アウトリーチ等による継続的支援事業」がありますが、このアウトリーチという言葉は非常に良いと思います。ただ、そのアプローチの方法であるとか、どのような支援をするかという中身があると思いますので、No.4のなかに工程表の追加を検討していただきたいと思います。以上3点です。

事務局（高木）

1点目の8ページ、27ページの書きぶりについては、わかりやすいように修正したいと思います。

2点目の基本理念、施策体系につきましては、これを除くべきかを再度検討して対応したいと考えております。

3点目のアウトリーチにつきましては、委員のおっしゃる通り、障がい者の地域移行の問題は、地域で生活する環境整備をしっかりとすることで、地域の支援チームの構築が重要となります。そこをどのようにアウトリーチと結びつけながら構築していくか、このあたりがポイントになると考えますので、各事業を活用してアウトリーチを進めることとなりますがそういったことも含めながら工程表を記載できるのか検討して対応したいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

他にございますか。

柳井委員

46ページの資料編の「※3. 地域ケア会議」ということで用語の解説をしていただいております。そのなかで、4行目に「ケアマネジャー」とありますが、県の介護支援専門員協議会でも「ケアマネジャー」として活動しております。そして、厚生労働省の表記も「ケアマネジャー」なので「一」はいらないのではないかと思います。「※4. 地域包括支援センター」の「主任ケアマネジャー」も「主任ケアマネジャー」だと思います。個人的には「介護支援専門員」もスマートかなと思いました。

また、最後の行で「ケアマネージメント」となっておりますけれども、これも「ケアマネジメント」だと思います。

事務局（高木）

ご指摘のとおり修正いたします。

議長

他にございますか。

石川委員

23ページに「No.2：生活支援員の養成」とありますが、福祉サービス利用援助事業を利用する人のために活動している方だと思うのですが、生活支援員という方がどのようなお仕事をされているのか教えてください。

事務局（高木）

生活支援員は、判断能力に少し不安がある方と社協が契約をして、その人の代わりに銀行にお金をおろしに行ったり、福祉制度を紹介する方のことを言います。生活支援員は社会福祉協議会の非常勤職員としての位置づけでございまして、加えて言いますと今60人くらいの方のお世話をしています。生活支援員は現在20名でその数に不足があるので強化をしていきたいということでございます。

石川委員

わかりました。31 ページの「No.2：チーム組成及びチームによる本人支援」で、事業内容に「後見人の集い」開催とありますが、これは色んな事業のチームの方が集まるのか、後見人だけを集めた集いなのかどちらでしょうか。

事務局（高木）

成年後見制度利用促進の枠組みの中では、もちろんご本人を孤独にしてはいけませんが、支援をする後見人が孤独を感じている場合がありますので、親族の後見人や専門職として後見活動されている方をお招きして不安や悩みの共有の場、あるいは情報提供しながらご本人中心の良い支援に結びつくための観点で開催しております。ですので、集まっていただくのは後見人のみでございます。

石川委員

もう一つ、39 ページ5～8行目「従来の分野別の支援体制において、複合的な課題や狭間のニーズに対応するために、属性を問わず相談を受け止める窓口を設置する場合、各制度の補助金等の目的外使用と指摘されないように属性ごとのタイムスタディ等での按分処理が必要となり、市町村の事務負担の増大により実施しにくいという実情がありました。」について、その上の段で複合的な課題への対応が困難だという話と、その下の段で具体的に交付金を一体的に交付する話とつながります。これは活動計画なので、内輪の話というか補助金についての話は、ここにはなくても良いのかなと思いました。

事務局（高木）

ご指摘の通り対応するようにいたします。

石川委員

あっていけないわけではないですけど、なくても大丈夫かなと思いました。

42 ページの「就労支援・就労準備支援事業」では、実際に就労に結びついた方がいらっしやったと書いてありました。素晴らしいことだと思ったのですが、個人情報に関わらない程度でどのように就労に結びついたのか教えてください。

事務局（上野）

現在利用者が20名ほどおりまして8名ほどの就職が決まりました。コミュニケーション能力の低い方が多いので一緒にハローワークに行ったりですとか、動物が好きな方はペットショップと一緒に見学に行きながら進めました。

石川委員

その方たちは、その事業にお願いしますとくるわけですか。

事務局（上野）

生活困窮者は自立支援課、生活保護受給者はケースワーカーからの申請で社会福祉協議会に申し込みがくる形になります。

石川委員

よくわかりました。

議長

他にございますか。

金網委員

39 ページに「第6章 木更津市重層的支援事業実施計画の推進」とタイトルが入っています。しかし、計画の趣旨では、木更津市は令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施するとしています。そして、市が実施する事業を社協が受託するとしています。重層的支援事業実施計画をいつどこがつくったかについて一言も触れられていません。計画を作ったかどうかはわかりません。また、44 ページに計画の期間がありますが、これは社会福祉協議会がつくる活動計画なので、木更津市がつくるべき計画の期間まで記載しなくても良いのではないのでしょうか。文言だけで判断すると、計画がないのに、社協は事業を受託したとなります。整合がとれていないので、わかるような説明を入れた方が良いのではないのでしょうか。

事務局（鎌田）

令和4年度からの事業でございますので、このように書くのは基本的にどうなのかという考え方はあると思います。木更津市では、令和4年度からの実施ということで今準備を着々と進めていただいております。そして我々もパートナーとしてやってきた実績を踏まえて取り組むとこのような記載になっておりますけれども、委員のおっしゃる通り、誰が見ても納得していただける形を考えたいと思います。

議長

他にございますか。それでは、私から1つ。成年後見制度に関するところですが、第3期の評価点は5であって、後見人の育成等にはつながっていると思いますが、実際に私が携わったなかで、損害保険の死亡保険金を障がいを持つお子さんが受け取る事例がありました。障がいがあるので責任行為ができないということで成年後見人の利用を考えたときに、20代の方なので約40年報酬を支払い続けるとなると、死亡保険金額を上回ってしまうので諦めた方がいらっしゃいました。結局、保険会社が折れて、もう片側の親御さんが代理請求というかたちになりましたけれども、まだ折れていない保険会社もあります。死亡保険金が受け取れたら辞めるとか、単発で責任行為を使いたいときだけ後見人制度を使えるようにしないと今後同じような案件が増えてくるのではないかと思います。市や社会福祉協議会のなかでの話ではないと思いますが、全体的にみると制度を使おうとしても使えない方がたくさんいるのではないかと思います。これから先、制度の見直しができるようになったら、後見人制度を使いたい立場の弱い方を守っていけるようにその辺のことも考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、他にないようですので、続きまして報告事項1「第4期木更津市地域福祉計画の策定状況」について事務局から説明を求めます。

事務局（野口）

報告事項「第4期木更津市地域福祉計画の策定状況」につきましてご説明申し上げます。

第2回の地域福祉推進委員会におきまして、委員の皆様から多くのご意見をいただいたところでございます。いただいたご意見や、関係各課の意見をもとに、計画の素案を修正いたしました。

また、誤字・脱字等、細かな修正点につきましても、併せて修正いたしました。修正した具体的な内容は、お配りした「第2回木更津市地域福祉推進委員会 指摘事項」のとおりでございますので、ご確認ください。

また、お配りしております計画の素案は、修正後の素案となりますので、併せてご確認くださいと思います。

今回修正いたしました素案により、本日令和3年12月16日から令和4年1月14日までの30日間、意見公募手続を実施し、市民の皆さまのご意見を募集いたします。私からは以上でございます。

議長

こちらは報告事項ですので、宜しく申し上げます。

本日の議題は全て終了しました。これをもちまして議長の任を解かせていただきます。皆様にはご協力いただきまして誠にありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

司会進行（山本）

ありがとうございました。最後に今後の予定ですが、第3回の推進委員会は2月中旬を考えております。また、本日の会議結果につきましては、会議録を作成し委員の皆様あてに通知いたします。

それでは、以上をもちまして「第3回木更津市地域福祉推進委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。

以上